

富士松支所・各市民センターで マイナンバーカード出張申請受付します！

11月18日(金)
から予約開始

問 市民課 (☎95-0009) ID 1009309

場所	日程	受付時間
富士松支所	12月2日(金)	9時30分～11時30分
東刈谷市民センター	7日(水)	
北部市民センター	8日(木)	
小垣江市民センター	9日(金)	



- 対** 刈谷市に住民登録があり、申請後2カ月以内に住所・氏名を変更する予定のない人
持 本人確認書類（下記AまたはBのいずれか）、通知カード（郵送受取希望でお持ちの人）

A：1点確認 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、在留カード（全て顔写真付き）など

B：2点確認 健康保険証、年金手帳、社員証、預金通帳、子ども医療受給者証、診察券（氏名、生年月日が記載されているもの）などのいずれか2つ

※出来上がったマイナンバーカードを郵送（本人限定郵便）で受け取りたい場合は、「Aから2点」または「Aから1点+Bから1点」を持参してください。その場合は、申請時に暗証番号（英数字混合で6～16桁のもの、数字4桁のもの2種類）の設定が必要です。

申 11月18日(金)9時から、電話（95-0009）または直接、市民課へ。

- 他**
- ▶ 15歳未満の人、成年被後見人は親権者、法定代理人または成年後見人の同行が必要です。
 - ▶ 申請後、交付まで2カ月程度かかります。
 - ▶ 郵送受取の場合、その場で通知カード・住民基本台帳カード（各書類持参の人のみ）を回収します。
 - ▶ 紛失・破損などで再発行有料の人は郵送不可
 - ▶ 市役所本庁舎でもマイナンバーカードの申請手続きをお手伝いしています。本人確認書類を持参の上、1階マイナンバーカード申請窓口へ。

パソコン・スマホから市民税・県民税額が 試算できるようになりました！

問 税務課 (☎62-1205) ID 1011534

専用サイトにアクセスし、表示されたフォームに給与や年金の源泉徴収票の内容、その他の所得、控除などを入力することで、市役所へ来庁・電話することなく、いつでもどこでも自分で試算できます。

主な機能

- ◆ 市民税・県民税額の試算
- ◆ 市民税・県民税申告書の作成
- ◆ ふるさと納税控除限度額の計算



▲専用サイト

※試算結果は確定額ではありませんので、あくまでも参考として利用してください。

※ふるさと納税の控除限度額は、ふるさと納税を行う年の所得などで計算されます。令和4年中のふるさと納税の控除限度額を試算する場合は、令和4年1～12月の所得などの金額（見込額）を入力してください。